

【G】令和3年度「小中学生遠征合宿支援事業」実施要項

1 目的

競技団体が行う優秀なジュニアアスリートの計画的・継続的な育成・強化活動を支援することにより本県競技力の向上に資する。

2 補助対象競技

県スポーツ協会加盟対象40競技団体（ジュニアのないクレー射撃を除く）のうち、希望する団体

3 補助対象者

原則として小学校5年生～中学校3年生を対象とする。

4 補助対象事業

一貫指導システムにおいて最も大切な入口部分となる小中学生の育成システムをより効果的に機能させるため、競技力の高い小中学生が出場する大会や、計画的・効果的な強化合宿や遠征等。

5 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月末まで

6 希望調査期間

令和3年4月14日から令和3年4月28日まで

7 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

8 補助対象経費

謝金、旅費（交通費・宿泊費）、需用費、役務費とする。

9 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

10 留意事項

- (1) 組織的に一貫指導を推進するための責任者・委員会等を設置し、内容の充実を図ること。
- (2) 原則として県内全域を対象とすること。また、対象とする選手の選考基準を明確にすること。
- (3) 選手の育成にあたっては、県立スポーツ科学情報センターの測定を積極的に活用すること。
特に、小学生については、神経系や調整力等を高めるトレーニングを取り入れること。
- (4) 練習会や合宿については、年間を通して継続的に実施すること。
- (5) 事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
- (6) 申請書を事業開始1ヶ月前に提出すること。
- (7) 報告については、領収書の原本並びにスポーツ傷害保険証書（証書写しでも可）を提出すること。
- (8) 本年度より、押印の取扱いについて、様式13「補助金交付申請書」、様式14-4「謝金領収書」、様式14-5「交通費支払調書」は、「署名又は押印」で事務処理し、様式14「補助金実績報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。